

# ノウキナビ一般会員規約

ノウキナビ一般会員として登録していただくには下記「ノウキナビ一般会員規約及びノウキナビ売買規約（以下、本規約）」の内容をお読みいただき同意していただく必要があります。

## 第1章 ノウキナビ一般会員規約

### 第1条（適用範囲）

本規約によって定める条項は、株式会社唐沢農機サービス（以下「会社」という。）が運営する「ノウキナビ」（以下「本サービス」という。）に適用されるものとします。

### 第2条（古物営業の許可）

当サイトで中古農機具等を販売する販売店になるには古物営業法に定める許可を得た古物商でなければなりません。（古物営業法第3条）

またその許可が取り消されることなく、現在も営業を継続している者でなければなりません。（古物営業法第6条および同第24条）

### 第3条（古物営業法に基づく表示）

販売店は古物営業法の定めに従い、当サイト上の「販売店ページ」に古物営業法に基づく表示をしなければなりません。（古物営業法第8条の2）

### 第4条（アカウントの取得）

古物商許可証をお持ちであること、またノウキナビ独自の入会基準を満たしていることが販売店として本登録を行うための条件です。古物商許可証をお持ちでない、ノウキナビ独自の入会基準を満たしていない場合は、アカウントを取得することはできません。

本規約に同意し当社所定の手続きを行い、ID、パスワードを取得した方が当サイトの販売店会員となれます。

### 第5条（アカウントの管理）

販売店は取得したID、パスワードを適切に管理していただく必要があります。

アカウント、パスワードの名義貸し、第三者への譲渡はできません。

また、ID、パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用によって生じたいかなる損害に関する責任も販売店が負うものとし、当サイト及び当社は一切の責任を負いません。

### 第6条（入会金・年会費）

1. 入会金（入会諸手続き料）はございません。年会費（システム利用料）はございません。

### 第7条（個別の取引について）

当サイト及び当社は販売店同士の一切の取引、売買契約には関与いたしません。ただし、ノウキナビコールセンターを利用される場合にはこの限りでは有りません。第2章ノウキナビ売買規約が適用されます。

## 第8条（禁止事項）

当サイトは販売店の次の行為を禁止します。禁止行為により当社および当サイトに損害を与えた場合には、当社は一般会員に対し損害額の実費、およびサイト運営が困難となった場合には運営停止期間中の 想定売上を請求し、販売店はその請求に応じるものとします。

- （1）法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- （2）当サイト及び当社の他の会員または第三者に対する詐欺または脅迫行為
- （3）公序良俗に反する行為
- （4）当サイト及び当社のネットワーク、システムに過度の負担をかける行為
- （5）反社会的勢力への利益供与
- （6）当サイトの運営を妨害する行為および妨害するおそれのある行為
- （7）当サイト及び当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- （8）第三者になりすます行為
- （9）当サイトの他の会員のIDまたはパスワードを利用する行為
- （10）営利目的などによる不当な当サイトの他の会員情報の収集
- （11）当サイトの他の会員または第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- （12）その他当サイト及び当社が不適切と判断する行為

2. 当サイト及び当社は会員、販売店が次のいずれかに該当する商品の出品を禁止します。

- （1）農業の分野において著しく逸脱している商品
- （2）農薬など毒物・劇物に該当する商品
- （3）盗品など不正な手段で入手した商品
- （4）犯罪に使用されるおそれのある商品
- （5）その他ノウキナビ独自の判断で不適当とみなした商品、またはノウキナビの運営方針に外れた商品

## 第9条（サービスの中断、停止についての免責事項）

1. 当サイト及び当社は以下のいずれかに該当する場合、事前に販売店および会員への通知または承諾なしに当サイトのサービスの一部、または全部を中断または停止できます。

- （1）当サイト及び当社のコンピューターシステムの点検、保守作業を行う場合
- （2）火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態により当サイトの運営が困難になった場合
- （3）その他当サイト及び当社が中断、停止を必要と判断した場合

2. 上記事態に伴い、販売店および会員に不測の損害が生じても当サイト及び当社は一切の責任を負いません。

## 第10条（会員資格の停止等）

1. 当サイト及び当社は販売店が次のいずれかに該当した場合、事前に通知または催告することなく、当サイトの利用の一時的な停止、または販売店登録の抹消、または当サイト利用契約を解除することができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) その他、当社が当サイトの利用、販売店としての登録、または当サイト利用契約の継続を適当でないと判断した場合

2. 当社は、本条にもとづき当サイト及び当社が行った行為により販売店に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第11条（販売店会員の退会）

販売店は当社の定める手続きに従って退会し、登録事項の抹消を求めることができます。退会にあたり、当サイト及び当社に債務を負っている場合、販売店は当然に期限の利益を失い、直ちに当サイト及び当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

#### 第12条（不保証）

1. 当サイト及び当社は次の各号について一切保証しません。

- (1) 当サイトのサービスが販売店の特定の目的に適合すること
- (2) 当サイトのサービスが販売店の期待する機能、商品的価値、正確性、有用性を有すること
- (3) 当サービスの利用が販売店に適用のある法令または業界団体の内部規則に適合すること、または、不具合が生じないこと

2. 当サイトのサービスの提供に不具合（中断、停止、障害、終了、利用不能または変更）エラー、販売店が送信したメール、データの消失、当サービスの利用による登録データの消失または機器の故障もしくは損傷、その他当サービスに関して被った損害につき賠償する責任を負わないものとします。

3. 何らかの理由で当社が責任を負わなければならない場合でもその責任限度額は、当サイト及び当社は販売店の損害につき、損害の発生した日から会員が過去12ヶ月間に当サイト及び当社に支払った対価の総額を超えて責任を負わないものとします。また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については賠償する責任を負わないものとします。

#### 第13条（損害賠償）

1. 会員は、債務不履行、契約不適合責任、不法行為責任その他の理由の如何を問わず会社に対して、損害賠償請求、補償請求その他の請求を行うことはできません。
2. 前項の規定にかかわらず、会社の責めに帰すべき事由があった場合には、損害の発生した日から会員が過去12ヶ月間に会社に支払った金銭の総額を限度（会社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

#### 第14条（規約の変更）

会社は、必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。規約の変更にあたっては当サイトから販売店に以下のいずれかの方法を以って通知いたします。

- ・当サイトへの掲載
- ・メール
- ・書面

当該変更の通知後当サービスの利用を継続した販売店は規約の変更に同意したものとみなされます。

#### 第15条（個人情報の取り扱い）

販売店および販売店に関する情報は、当サイト掲載のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

またこのプライバシーポリシーは会員規約の一部をなし第14条が適用になります。

#### 第16条（準拠法および管轄裁判所）

当サイトのサービス、本規約およびそこから生じる紛争は、排他的に日本法が適用されます。また当サイトのサービスおよびそこから生じる紛争に対しては長野地方裁判所が専属的な管轄権を持ちます。

## 第2章 ノウキナビ売買規約

#### 第1条（所有権の移転）

会社と会員が、電話等口頭で中古農機具（以下「本農機具」という。）の売買について合意した後、会社が会員宛に当該農機具に係る注文書を送付し、会員が当該注文書を受領した時点で、当該農機具の所有権は、会員から会社に移転するものとします。

#### 第2条（引渡前の目的物の滅失等）

第1条の規定に基づいて、本農機具の所有権が会員から会社に移転した以後であっても、本農機具の引渡前に生じた本農機具の滅失、破損その他一切の損害は、会員の負担とします。ただし、会社の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではありません。

#### 第3条（種類等の契約不適合に係る担保責任）

1 会社は、引渡された本農機具が、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下「種類等の契約不適合」といいます。）は、会員に対して、本農機具の修補、代替物の引渡又は不足分の引渡による履行の追完を請求することができます。

2 本条の規定は、本契約の規定による損害賠償及び契約の解除権の行使を妨げるものではありません。第1項の修補、代替物の引き渡し、不足分の引渡などができず、契約の解除をする場合には本農機具の返品送料を販売店が負担するものとする。

3 本契約において、商法第526条第1項、第2項、及び第3項の規定は適用しないものとします。

#### 第4条（権利の契約不適合に係る担保責任）

1 会社は、引渡された本農機具が、権利の一部が他人に属し、あるいは、担保権・賃貸借その他完全な所有権の妨げとなる権利の負担がある等、権利に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下「権利の契約不適合」といいます。）、会員に対し、他人に帰属する権利の移転、担保権・賃貸借等の負担の削除、代替物の引渡等による履行の追完を請求することができます。

2 本条の規定は、本契約の規定による損害賠償及び契約の解除の権の行使を妨げるものではありません。

#### 第5条（解除）

1 会社又は会員がその債務を履行しない場合（本農機具についての種類等の契約不適合又は権利の契約不適合がある場合を含みます。）は、その相手方は、民法の定めに従い、本契約を解除することができます。

2 前項の他、会社又は会員は、相手方が次の各号の事由のいずれかに該当した場合には、何ら催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) 合併によらず解散したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て、又は租税等の滞納処分を受けたとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

#### 第6条（損害賠償）

会員が、その責めに帰すべき事由により、その債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、乙は、民法の定めに従い、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### 第7条（準拠法および管轄裁判所）

当サイトのサービス、本規約およびそこから生じる紛争は、排他的に日本法が適用されます。また当サイトのサービスおよびそこから生じる紛争に対しては長野地方裁判所が専属的な管轄権を持ちます。

2019年11月5日制定  
2020年11月20日改定